

相続士 酒井俊雄 090-6671-9268

日本相続士協会登録 551003

京都市中京区壬生淵田町 32 番地

家族信託 続報

前号において家族信託のお知らせをいたしましたが、引き続きお知らせします。調べるほど画期的なものであります。この地域での金融機関も専門家(弁護士、司法書士等)もほとんどが知らないと思います。

人はいつか亡くなる宿命

人には、生まれてから亡くなるまでに、様々なライフステージがあります。人が「精神」「身体」「財産」の3要素で成り立っていると考えた場合、この世に生まれ、成長し、やがて認知症や病気によって行為能力喪失の状態となり、そして死亡するという各ステージの中で、精神と身体については、いわば死亡によって自己完結ができるのに対し、財産だけは自己完結が極めて難しいのです。もし、人が何の対策も講じないままの状態で行為能力の喪失状態となったら、「成年後見」という制度があるために、その財産は自分自身の管理を離れて後見人の管理下に置かれ、そのまま死亡すれば「法定相続」という極めて硬直的な制度に服するしかなくなってしまい、結局は財産を持っていた人にとっても、その人の相続人にとっても、財産に対する想いや願いが叶わない状態となってしまいます。つまり財産に関しては、何の対策も講じなかったとすれば人は最後まで責任を取ることができないということなのです。

「法律」の本当の役割

もう一つ精神・身体と財産との相違点があります。それは、精神には宗教や心理学、身体には医学や薬学という、いわば人を助けるものがあるのに対し、財産について人を救い助けるべき「法律」というものが、実際には逆に人の想いや願いを、往々にして邪魔するものになってしまっている点です。相続税が高すぎて借金しなければ払えない場合や、後見人がついた途端に何もできなくなった場合や相続が争族になってしまったなどがあります。

家族信託は、円滑な財産管理やスムーズな承継を邪魔する法律を、根本部分から修正し、本来あるべき姿を実現するために登場したと考えられます。

財産管理・承継対策のポイント

減らさない (承継対策)	相続税	単に財産の価値を下げる 節税対策であってはならない
凍結させない (認知症対策)	後見人	単に後見人をつけるだけでは 何の対策にもならない
揉めさせない (争族対策)	法定相続人	単に相続人全員に財産を与える だけでは対策ではない

現在ほとんどのアパートのオーナーさんは、賃貸借契約を結んでいます。認知症などになった場合は家族の方が、代筆押印しているのが現状です。厳密にはアウトです。預金の引き出しも本人確認が必要です。現実にはこのような取引が増えてきます。

これらのことは、ご本人はもちろんのこと相続人の方々もよく認識していただかなければなりません。家族信託は、ご本人の意思や想いを次の世代へ財産と共に承継していく契約となります。

アンケートをつくりましたので、ご協力願います。

(個人情報等のため封書にて送付いただければ幸いです。)